

深刻な“人手不足時代”を生き抜く！

第1回

参加費用
無料！

ハラスメント対策 人手不足対策 徹底解説セミナー

～パワハラ防止措置 制度化目前～

このような方はぜひ本セミナーにご参加ください！

- パワハラ、セクハラ、マタハラ問題で何がアウトになる？
- ハラスメントを放置して、ブラック企業と言われ、人が採用できなくなるのではないかと不安
- ハラスメントをする問題社員に適切に対応できなくて、優秀な社員がやめてしまう
- 問題社員への対応にとても困っている…
- 労働基準法違反で、監督署に立ち入りされるのではないかと心配

先着
20名

第1回

令和元年 7月11日 木 15:00～17:00(14:30開場)

テーマ ハラスメント対策・人手不足対策

会 場 佐野商工会議所 3F 中会議室
(栃木県佐野市大和町2687-1)

第2回 9月3日(火) 働き方改革対策

—アルバイトにもボーナスが必要？有給休暇の消化義務は大丈夫？—

第3回 11月7日(木) 問題社員対応・外国人労働者(特定技能)対応 3つのポイント

講 師

上野俊夫法律事務所 弁護士 上野 俊夫

【講師プロフィール】

群馬県高崎市で生まれ東京都で育つ。平成14年に司法試験に合格し、前橋市の法律事務所に勤務後、平成20年に館林市で上野俊夫法律事務所を設立。設立以来、使用者側の労働問題を数多く取り扱う。社労士会、市役所、公立病院での研修講師なども務めている。



一橋大学大学院国際企業戦略研究科修了（労働法ゼミ）

【所属】

・群馬弁護士会、館林商工会議所

【講演歴】

・太田市役所

・群馬県社会保険労務士会 太田支部

・栃木県社会保険労務士会 県南支部 他多数

【メディア】

・読売新聞、毎日新聞、上毛新聞 他多数

お申込み・お問い合わせ先／上野俊夫法律事務所

〒374-0024 群馬県館林市本町2-2-14 アドホック館林2F
TEL: 0276-56-4736 FAX: 0276-56-4735 URL: <http://law-ueno.blogdehp.ne.jp/>

人事問題による紛争は 企業経営の大きなリスクです

① 第1回セミナーのポイント！

01. ハラスメントになる実際事例を見て、
ポイントを解説いたします
02. ハラスメントをする等の問題社員に対する対応の3つの失敗例
03. 問題社員への適切な5つの対応策
04. 社内のハラスメントを正し、人材を定着させ、人手不足時代を勝ち抜く！

長時間労働問題、ハラスメント問題、働き方改革法案の可決などで、企業側の労働問題は以前にも増して対応が難しくなり、同時に人手不足が深刻化しています。

3月8日には、職場でのパワーハラスメントの防止策に取り組むことを企業に義務付ける「労働施策総合推進法」の改正案が閣議決定されました。今後、国会に提出され、令和2年4月施行に向けて、今国会中の成立が見込まれます。

パワハラ防止措置義務の法制化が迫る中、令和元年7月11日のセミナーでは、企業が講じるべきハラスメントの「防止」と「対応」にフォーカスし、人手不足時代を生き抜く方法を解説します。

当事務所のセミナーが選ばれる理由

- ① 使用者側を手掛けている弁護士が時流に沿った労務トラブルを取り上げます！
- ② 大学院で労働法を専攻した弁護士が責任をもって講師を務めます！
- ③ 実際の紛争トラブルをふまえた具体的な事例を解説します！
- ④ 勉強会形式なので気軽に質問でき、理解が深まります！

参加費用
無料！

参加特典

今回のセミナーにご参加の方へ
特典がございます。

01 無料法律相談（初回50分）

02 就業規則作成アドバイス

▼さらに、当セミナーを機に顧問契約をお申込みいただいた企業様を対象に

03 無料での社内ハラスメント防止セミナー

04 過去の勉強会、研修のテキストをご提供

セミナーのお申込みは下記記載の上、FAXで送信ください FAX:0276-56-4735

※各回先着20名とさせていただきます。ご希望の場合はお早めにお申し込みください。

貴社名		ご担当者名	フリガナ
ご参加者様名	フリガナ	役職名	
ご住所			
電話番号		FAX	
メールアドレス			

希望されるセミナーに✓をつけてください。

第1回 7/11 ハラスメント対策・人手不足対策

第2回 9/3 働き方改革対策 アルバイトにもボーナスが必要？有給休暇の消化義務は大丈夫？

第3回 11/7 問題社員対応・外国人労働者（特定技能）対応 3つのポイント

お申込み・お問い合わせ先／上野俊夫法律事務所

〒374-0024 群馬県館林市本町2-2-14 アドホック館林2F

TEL: 0276-56-4736 FAX: 0276-56-4735 URL: <http://law-ueno.blogdehp.ne.jp/>

※問題社員とは違法行為をしたり正当な業務命令に従わない社員等をいうものです。社員の人格は最大限尊重されるべきで、違法行為と人格は別のものであり、問題社員という言葉は、社員の人格を非難するものではありません。